

ごみ処理施設基本計画

【概要版】

平成22年10月

北アルプス広域連合

第1章 ごみ処理施設の整備にあたって

1. 計画の目的

循環型社会とは、資源採取、生産、流通、消費、廃棄などの社会経済活動の全段階を通じて、廃棄物等の発生抑制や循環資源の利用などの取組により、新たに採取する資源をできるだけ少なくした、環境への負荷をできる限り少なくする社会と定義されています。この循環型社会の形成に向けて、循環基本法に定める基本原則を踏まえ、各種取り組みがされています。

こうした中で、北アルプス広域連合（以下、「本広域連合」という。）では、平成16年度にごみ処理広域化基本計画（以下「広域化基本計画」という。）を策定し、本広域連合内にある2か所の焼却施設を1か所に集約して、ごみを広域的かつ適切に処理する新たな施設を、循環型社会における基盤施設として位置付けました。

ごみ処理施設基本計画（以下「本計画」という。）は、施設整備に向けた具体的な検討、仕様書作成を行うための資料に資することを目的として、平成18年度に策定しました。

平成18年度には、広域処理施設の用地選定を行い、広域化に向けた準備を進めてきましたが、選定した候補地について、地元住民から理解が得られませんでした。

そこで、今般、学識経験者や公募による住民代表者等で構成する「ごみ処理施設検討委員会」（以下、「検討委員会」という。）を発足し、前回の検討を白紙に戻した状態で改めて用地選定を行い、併せて広域化基本計画、本計画についても、策定から数年が経過しているため、ごみの排出状況や施設の処理方式などの変化をとらえ、時勢に合わせた見直しを行うものです。

2. これまでの検討経過

平成18年度策定のごみ処理施設基本計画及び広域化基本計画では、可燃ごみ、不燃・粗大ごみ及び資源物（一部）を広域集約処理するとともに、生ごみの再資源化については各市村で適正処理の推進を図ることとしています。また、焼却残さの処理については、大町市は大町市グリーンパークで処分することとし、白馬村・小谷村についても大町市グリーンパークで処分する方向としています。

このうち、可燃ごみ処理施設を広域化し管内で1か所設けることについては、1市2村の方針として確認されており、また、生ごみの再資源化をそれぞれの市村で行うこととして、各市村にごみ減量懇話会等の検討組織が設置され、協議が進められています。

本計画では、これらの方向性を踏襲し、可燃ごみ及び不燃・粗大ごみ、資源物の処理施設整備を検討対象とします。

3. 施設整備基本方針

新たに整備する施設の基本的な考え方として、下記の基本方針を決定しました。

- ①環境にやさしい施設、②安全性の高い施設、③安定稼動に優れた施設
- ④循環型社会形成の拠点となる施設、⑤経済性に優れた施設

第2章 可燃ごみ処理施設

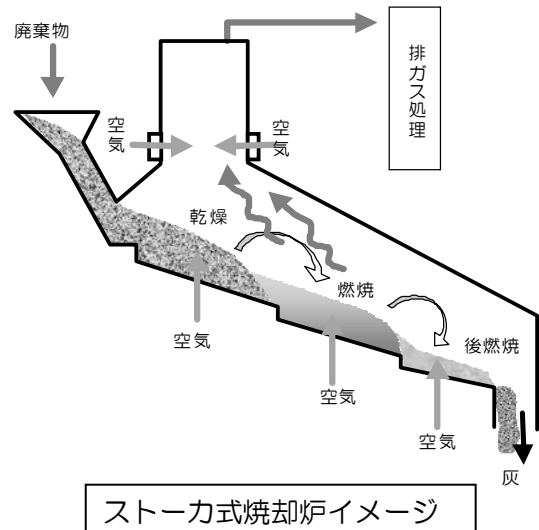
可燃ごみの処理方式は、ストーカ式焼却方式を採用します。焼却残さは埋立処分を行います。

1. 熱回収施設の施設規模

熱回収施設の処理対象量は、平成 26 年度を目標年次とし、以下のとおりとなります。

平成 26 年度 (t/年)	可燃ごみ	資源化 戻りごみ	合計
大町市	6,308	153	6,461
白馬村	2,859	138	2,997
小谷村	850	10	860
3市村計	10,017	301	10,318

※資源化戻りごみには、可燃性粗大ごみを含む。



この処理対象量を、施設規模に換算すると、点検・整備を含めた休止日等を考慮して、約 40t/日となります。

2. 稼働時間・系列数及び処理システム

稼働時間	1日16時間運転もしくは24時間運転	
系列数	2系列	
処理システム	燃焼ガス冷却	水噴射式
	ばいじん除去	ろ過式集じん器
	有害ガス除去	乾式法、低温ろ過式集じん機+活性炭吹込、燃焼制御法
	飛灰処理	薬剤処理
	排水処理	クローズドシステム

3. 余熱利用計画

本施設は、小規模かつ、燃えにくいごみが多く、ボイラ設置のメリットが見込めないため、温水回収方式を採用します。また、国の動向として熱回収効率の向上のため白煙防止装置は設置されない方向にありますが、地域還元等の対応を含め、建設地との地元協議を踏まえ決定していきます。

第3章 可燃ごみ以外の処理

可燃ごみ以外の広域処理品目は、不燃ごみ（アルミ缶を含む金属類、小型電化製品、瀬戸物・ガラス屑）、可燃性粗大ごみに加え、資源物のうちペットボトル、プラスチック製容器包装類です。それぞれの処理方法は以下のとおりとします。

不燃ごみ	：保管施設（ストックヤード）を設け、将来的に資源選別を目指す。
粗大ごみ	：不燃粗大は委託処理を継続。可燃粗大は熱回収に切断機を設ける。
ペットボトル	：リサイクルセンターを併設する。
容器包装プラスチック	：ペットボトルと同様とする。

なお、これら进行处理する新リサイクルセンターの立地場所は、基本的に新焼却等施設と同一敷地内としますが、新焼却等施設の場所が大町市環境プラントリサイクルパークの近隣となった場合は、別の場所に設ける方向とし、建設地、規模等は別途検討します。

1. 不燃ごみ、広域処理を行う資源物の処理対象量

可燃ごみ以外に処理を行う不燃ごみ、ペットボトル、容器包装プラスチックの処理対象量は、平成26年度を目標年次とし、以下のとおりとなります。

平成26年度 (t/年)	不燃ごみ	ペットボトル	容器包装 プラスチック
大町市	221	33	111
白馬村	349	16	15
小谷村	80	8	4
3市村計	650	57	130

この処理対象量を、施設規模に換算すると、休止日や季節変動等を考慮して、以下のようになります。

不燃ごみ：	<u>3.1t/5時間</u>
ペットボトル：	<u>0.3t/5時間</u>
容器包装プラスチック：	<u>0.7t/5時間</u>

第4章 公害防止その他の条件

1. 公害防止条件

公害防止条件は、関係法令を遵守した上で、さらに必要な事項について、地元協議を踏まえ決定していくこととします。

項目	基準値
排ガス	ばいじん : 0.02g/m ³ N以下 (法: 0.15g/m ³ N以下)
	硫黄酸化物 (SO _x) : 50ppm以下 (法: K値=17.5以下) ※K値とは、地域ごとに定められる係数。排出口高さや排ガス条件により基準値が算出される。
	窒素酸化物 (NO _x) : 100ppm以下 (法: 250ppm以下)
	塩化水素 (HCl) : 50ppm以下 (法: 約430ppm以下)
	ダイオキシン類 : 0.1ng-TEQ/m ³ N以下 (法: 5ng-TEQ/m ³ N以下)
排水	プラント排水は、施設外部に放流しないクローズドシステム。 生活排水、雨水排水は合併処理槽で処理後排水もしくは下水放流。
騒音	地域ごとに指定される類型区分に応じた規制基準を遵守する。
振動	地域ごとに指定される類型区分に応じた規制基準を遵守する。
悪臭	臭気指数 : 10以下
	悪臭物質 : 県条例に定められる第1地域の規制基準を遵守する。

2. 焼却残さの処分

焼却残さの処分は、市村の処分状況を踏まえて今後検討していきます。

3. 土木建築計画

将来的に想定される大規模震災に備え、高い耐震性能を有した施設とします。
シンボルとなる煙突を含め、周辺景観に配慮した建築デザインとします。

第5章 事業計画

1. 施設管理計画

施設の運転状況などについて、広く住民が確認できるような仕組みを検討します。

2. 整備スケジュール

広域処理を平成26年度より開始することを目標とし、この実施に向け、説明会などで住民の理解を得ながら推進していきます。

